

## 筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年8月22日

仙台法務局 筆界特定登記官

### 記

#### 筆界特定手続の表示

手続番号 令和6年第15号

対象土地 仙台市青葉区川内山屋敷31番  
仙台市青葉区川内山屋敷68番